別紙

特別の事情として認められる事情及び必要書類等

１　都立高校全日制課程に在籍している者が全日制課程への転学を志願する場合

全日制課程の転学・編入学募集への応募資格は、保護者が父母である場合、父母両方と都内に同居することが原則であるが、都立高校全日制課程に在籍している者は、父母のどちらか一方又は父と母が都内に志願者と同居していない場合であっても、入学時や在籍中にその事情を確認し入学及び在籍が認められていることから、転学・編入学募集においては、父母のどちらか一方又は父と母が都内に志願者と同居していない場合であっても、転学・編入学募集への応募資格を認める。

２　都立高校全日制課程以外に在籍している者が都立高校全日制課程への転学を志願する場合又は編入学を志願する場合

保護者が父母である場合、志願者が、父母両方と都内に同居し、入学後も引き続き都内に同居することが原則である。一時的に都内に住所を有し、入学後、都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する予定のある場合には、応募することはできない。

なお、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、必要書類を提出し、応募資格の審査を受けた上で、応募資格が認められることがある。どのような場合でも認められるということではない。**特別の事情として認められる事情及び必要書類は、次のとおりである。**

父母の一方が都内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、介護、病気療養（又は出産）のためであり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※　介護については、志願者の２親等内の親族が、要介護２、３、４、５である場合を対象とする。要介護１、要支援１、２である場合、対象とはならない。 ※　病気療養については、志願者の保護者及び志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とする。	・〔介護の場合〕 介護保険被保険者証の原本又は写し ・〔病気療養の場合〕 医師の診断書（都内に転入できない理由が記載されているもの） ・〔出産の場合〕 母子健康手帳の原本又は写し ※　写しの場合は、原本を持参し、確認後返却を受けること。
父母のどちらか一方が都内に転入する理由が、介護のためであり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※　介護については、志願者の２親等内の親族が、要介護２、３、４、５である場合を対象とする。要介護１、要支援１、２である場合、対象とはならない。	・介護保険被保険者証の原本又は写し ・〔都内に転入できない父又は母〕 他道府県における勤務証明書等 ※　写しの場合は、原本を持参し、確認後返却を受けること。
父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、父と母が離婚調停中のためであり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合	・事件係属証明書等
日本国籍を有する志願者の父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、海外勤務の継続のためであり、志願者にとって、海外から都内に転入又は都内に在住する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合 ※　父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいること、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母の一方でよい。）が志願者の入学後１年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが必要	・海外における勤務証明書等